

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方法等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。



**Issue 150-2009/04/11 ~ 2009/04/17**

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 电子信息产业调整和振兴规划..... 2
- 关于加强以非货币财产出资的评估管理若干问题的通知..... 3
- 关于进口免税设备解除海关监管补缴进口环节增值税抵扣问题的批复..... 3
- 关于进一步简化旧机电设备进口手续的通知..... 4
- 2009-2010 年全国污染防治工作要点..... 4
- 关于做好 2009 年度支持承接国际服务外包业务发展资金管理工作的通知..... 5
- 关于发布《2009 年度上海市高新技术产业化项目指南》和开展《2009 年度上海市高新技术产业化重点项目计划》申报工作的公告（上海）..... 6
- 关于发布 2008 年全省在岗职工年平均工资的通知（浙江）..... 6

二、相关新信息

- 里兆律师事务所被评定为“上海市首批 A 类资质涉外咨询机构”之一..... 6
- 最高法院酝酿劳动争议案件司法解释,统一裁判标准..... 7
- 关于公司停业的简要分析..... 7

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 電子情報産業の調整振興計画..... 2
- 非貨幣性資産による出資の評価管理を強化することについての通知..... 3
- 免税輸入設備につき税関の監督管理を解除する際に追納する輸入増値税の控除についての返答書..... 3
- 中古機電設備輸入手続を一層簡素化することについての通知..... 4
- 2009-2010 年全国汚染防止処理作業要点..... 4
- 2009 年度国際サービスアウトソーシング業務引受支援の発展資金管理作業を貫徹することについての通知..... 5
- 「2009 年度上海市ハイテク産業化プロジェクト手引」の公布と「2009 年度上海市ハイテク産業化重点プロジェクト計画」実施の申告作業についての公告(上海)..... 6
- 2008 年全省在勤中従業員の間平均賃金を公布することについての通知(浙江)..... 6

二、関連する新情報

- 里兆法律事務所が「上海市第 1 回 A 類涉外コンサルタント機関」の 1 つに認定された..... 6
- 最高人民法院は労使紛争事案の司法解释草案の下準備をし、裁判基準の統一を検討している..... 7
- 会社の事業休止についての簡潔な分析..... 7

一、相关新法令、新政策

● 电子信息产业调整和振兴规划

【发布单位】国务院办公厅

【发布日期】2009-04-15

【提 示】该规划确定了电子信息产业九大重点振兴领域,并规定了七项配套政策措施。简要介绍如下:

九大重点振兴领域及目标	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 确保计算机、电子元器件、视听产品等骨干产业稳定增长。</li> <li>2. 突破集成电路、新型显示器件、软件等核心产业的关键技术。</li> <li>3. 在通信设备、信息服务、信息技术应用等领域培育新的增长点。</li> </ol>
七项配套政策措施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>落实扩大内需措施。</u></li> <li>2. <u>加大国家投入。</u> 国家新增投资向电子信息产业倾斜,加大引导资金投入,实施集成电路升级、新型显示和彩电工业转型、TD-SCDMA 第三代移动通信产业新跨越、数字电视电影推广、计算机提升和下一代互联网应用、软件及信息服务培育等六项重大工程,支持自主创新和技术改造项目建设。</li> <li>3. <u>加强政策扶持。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 继续实施“国发〔2000〕18号文件”明确的支持政策,并研究进一步支持措施。</li> <li>2) 完善并适当延长液晶等新型显示器件优惠政策。</li> <li>3) 落实数字电视产业政策,推进“三网融合”。</li> <li>4) 根据电子信息产业发展状况,适时调整高新技术企业认定目录和标准。</li> <li>5) 研究出台光伏发电和半导体照明推广应用的鼓励政策。</li> </ol> </li> <li>4. <u>完善投融资环境。</u> 加大对电子信息产业的信贷支持。</li> <li>5. <u>支持优势企业并购重组。</u> 在集成电路、软件、通信、新型显示器件等重点领域,鼓励优势企业整合国内资源。</li> <li>6. <u>进一步开拓国际市场。</u> 继续保持并适当加大部分电子信息产品出口退税力度。</li> <li>7. <u>强化自主创新能力建设。</u></li> </ol>

一、関連する新法令、新政策

● 電子情報産業の調整振興計画

【発布機関】国務院弁公庁

【発布日】2009-04-15

【コメント】本計画は、電子情報産業 9 大重点振興分野を確定し、尚且つ 7 項目の関連政策措施を規定した。簡潔な内容は次のとおりである。

9大重点振興分野及び目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピューター、電子デバイス、AV 製品等の主力産業の安定した成長を確実に保障する。</li> <li>2. 通信設備、情報サービス、応用情報技術等の分野における新たな発展の可能性を育成する。</li> </ol>
7項目の関連政策措施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>内需拡大措置を実施する。</u></li> <li>2. <u>国による投資を強化する。</u> 国は電子産業よりの投資を新たに追加し、資金投入の誘導を許可し、集積回路のグレードアップ、新型ディスプレイとカラーテレビ工業のモデルチェンジ、TD-SCDMA 第三代移動の新しい試み、デジタルテレビ映画の推進、コンピューターのバージョンアップと次世代インターネットアプリケーション、ソフトウェア及び情報サービス等の 6 項目の重大なプロジェクトを実施し、自主的イノベーションと技術革新プロジェクトの向上を支持する。</li> <li>3. <u>政策補助を強化する。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「国発〔2000〕18号文書」にて明確化された支援政策を引き続き実施し、尚且つ一層の支援措置を検討する。</li> <li>2) 液晶等の新型ディスプレイ等の新型デバイスの特惠政策を整備し、尚且つ適切に延長する。</li> <li>3) デジタルテレビ産業政策を実施し、「三網融合(情報通信ネットワーク、デジタルテレビネットワーク、次世代インターネットの情報インフラの融合)」を推進する。</li> <li>4) 電子情報産業の発展状況に基づき、ハイテク企業の認定リストと規格を適時に調整する。</li> <li>5) 太陽光発電と半導体照明の応用普及の奨励政策の公布を検討する。</li> </ol> </li> <li>4. <u>投融資の環境を整備する。</u> 電子情報産業の融資支援を強化する。</li> <li>5. <u>競争力ある企業の M&amp;A 再編を支持する。</u> 集積回路、ソフトウェア、通信、新型デバイス等の重点分野にて、競争力ある企業が国内資源を取りまとめることを奨励する。</li> <li>6. <u>国際市場を一層開拓する。</u> 一部の電子情報製品の輸出払戻し税をそのまま据え置き、又は適切に強化する。</li> <li>7. <u>自主的イノベーション能力の向上を強化する。</u></li> </ol>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwgk/2009-04/15/content\\_1282430.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2009-04/15/content_1282430.htm)

● **关于加强以非货币财产出资的评估管理若干问题的通知**

【发布单位】财政部、国家工商行政管理总局  
 【发布文号】财企〔2009〕46号  
 【发布日期】2009-03-30  
 【提示】根据该通知：

需要进行资产评估的情形	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投资人以非货币财产出资的。</li> <li>2. 在验资或申请工商登记时，验资机构或投资人发现用作出资的非货币财产与评估基准日时的资产状态、使用方式、市场环境等方面发生显著变化，或者由于评估假设已发生重大变化，可能导致资产价值发生重大变化的。</li> <li>3. 法律、行政法规规定的其他需要进行资产评估的事项。</li> </ol>
其他要求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以非货币财产出资评估，投资人应当委托依法设立的资产评估机构进行。</li> <li>2. 以非货币财产出资的投资人，应当对所提供的非货币财产的真实性、合法性承担责任。</li> <li>3. 资产评估机构应当遵循独立、客观、公正的原则，不得迎合委托方要求出具虚假的评估报告。</li> </ol>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413\\_132204.html](http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413_132204.html)

● **关于进口免税设备解除海关监管补缴进口环节增值税抵扣问题的批复**

【发布单位】国家税务总局  
 【发布文号】国税函〔2009〕158号  
 【发布日期】2009-03-30  
 【提示】根据该批复：

1. 纳税人在2008年12月31日前免税进口的自用设备，由于提前解除海关监管，从海关取得2009年01月01日后开具的海关进口增值税专用缴款书，缴款书所注明的增值税额可以从销项税额中抵扣。
2. 纳税人销售前项所述自用设备，应当按照增值税适用税率计算并缴纳增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2009-04/15/content\\_1282430.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2009-04/15/content_1282430.htm)

● **非貨幣性資産による出資の評価管理を強化することについての通知**

【発布機関】財政部、国家工商行政管理総局  
 【発布番号】財企〔2009〕46号  
 【発布日】2009-03-30  
 【コメント】本通知によると次のとおりである。

資産評価を行う必要のある状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出資者が非貨幣性資産により出資を行う場合。</li> <li>2. 出資検査を行い又は工商登記を申請するとき、出資検査機関又は出資者が出資に用いる非貨幣性資産と評価基準日の資産状況、使用方式、市場環境等の方面で著しい変化が生じたことに気付き、或いは評価の仮定前提に重大な変化が生じたことにより資産価値に重大な変化が生じることになるおそれがある場合。</li> <li>3. 法律、行政法規に定める資産評価を行う必要のあるその他の事由。</li> </ol>
その他の要求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非貨幣性資産による出資の評価については、出資者は法に照らして設立された資産評価機関に依頼しなければならない。</li> <li>2. 非貨幣性資産により出資を行った出資者は、自己の提供する非貨幣性資産の真实性、適法性につき責任を負わなければならない。</li> <li>3. 資産評価機関は、独立し、客観的で、公正であるという原則に従わなければならない。依頼者の要求に迎合し虚偽の評価報告を作成してはならない。</li> </ol>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413\\_132204.html](http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413_132204.html)

● **免税輸入設備につき税関の監督管理を解除する際に追納する輸入増値税の控除についての返答書**

【発布機関】国家税務総局  
 【発布番号】国税函〔2009〕158号  
 【発布日】2009-03-30  
 【コメント】本返答書によると次のとおりである。

1. 納税者が2008年12月31日までに免税輸入した自社用設備につき、税関の監督管理を期限前に解除したために、税関から2009年1月1日以降に発行した税関輸入増値税専用納付書を取得した場合、納付書に明記された増値税額は仕入税額から控除することができる。
2. 納税者が前述の自社用設備を販売する場合、増値税適用税率に基づき増値税を計算し納付しなければならない。

● **关于进一步简化旧机电设备进口手续的通知**

【发布单位】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】商产发〔2009〕166号

【发布日期】2009-04-10

【提示】根据该通知，有关部门将对企业自用进口的用于生产、研发或展览等技术水平较高、数量合理、仍有较长使用年限的旧机电设备，实行一系列便利化措施。主要包括：

简化进口证件申领手续	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 涉及自动进口许可管理的旧机电设备：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 不需装船前预检验的，企业可凭进口合同等资料直接向机电产品进口管理部门申请办理自动进口许可证。</li> <li>— 若需进行装船前预检验，仍按现有规定办理。</li> <li>— 前述手续办理时限均不超过 5 个工作日。</li> </ul> </li> <li>■ 涉及进口许可证管理的旧机电设备，仍按现有规定办理。若设备的制造年限不超过 5 年的，办理时限不超过 10 个工作日。</li> </ul>
通关便利	海关按照旧机电设备进口企业所属类别进行分类管理，并对其中的 AA、A 类企业提供相应的通关便利。
检验检疫便利	根据申请资料能够判定设备状态良好且安全、卫生和环保风险较小的旧机电设备，可免于装运前检验，仅实施到货检验。
备注	该通知所指“旧机电设备”不包括生活、办公用或用于消费的电子电器产品，或销售用各类机电产品。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200904/20090406165576.html>

● **2009-2010 年全国污染防治工作要点**

【发布单位】环境保护部办公厅

【发布文号】环办函〔2009〕247号

【发布日期】2009-03-23

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8969930.html>

● **中古機電設備輸入手続を一層簡素化することについての通知**

【発布機関】商務部、税関総署、国家品質監督検査検疫総局

【発布番号】商産発〔2009〕166号

【発布日】2009-04-10

【コメント】本通知によると、関係部門は企業が自社用に輸入した、生産、研究開発又は展示等を使用する技術的水準が相対的に高く、数量が適切であり、使用年数が長く残されている中古機電設備に対し、一連の便宜措置を実施する。具体帯には次のとおりである。

輸入証明書受領手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自動輸入許可管理実施対象の中古機電設備：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 船積前の事前検査を必要としない場合、企業は輸入契約等の資料により、直接に機電製品輸入管理部門に自動輸入許可証の手続を申請することができる。</li> <li>— 船積前に事前検査が必要である場合、引き続き現在の規定に基づき取り扱う。</li> <li>— 前述の手続所要日数はいずれも5業務日を超えない。</li> </ul> </li> <li>■ 輸入許可証管理実施対象の中古機電設備は、引き続き現在の規定に基づき取り扱う。設備の製造年数が5年を超えない場合、手続所要日数は10業務日を超えない。</li> </ul>
通関上の便宜	税関は中古機電設備を輸入する企業の該当する分類に基づき分類別管理を実施し、尚且つそのうちの AA、A 類の企業にはかかる便宜措置を提供する。
検査検査上の便宜	申請資料に基づき、設備状態が良好、安全、衛生かつ環境保全上のリスクが相対的に低いと判定できる中古機電設備は、積載輸送前の検査を免除し、入荷検査だけを実施することができる。
備考	本通知にいう「中古機電設備」には、生活、オフィス用又は消費用の電子電器製品、或いは販売用の各種機電製品を含まない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200904/20090406165576.html>

● **2009-2010 年全国污染防止处理作業要点**

【発布機関】環境保護部弁公庁

【発布番号】環弁函〔2009〕247号

【発布日】2009-03-23

【提示】根据该工作要点，2009-2010 年，环境保护部门将在八大方面加强管理和整治。其中包括：

1. 加强重点行业环境准入管理。配合有关部门出台产业政策，促进“两高一资”行业结构调整；研究产污强度指标体系，探索建立准入制度；继续发布重点行业工业企业环保达标公告，限制不达标企业产品出口。
2. 推进重点企业清洁生产。继续公布“双超”、“双有”企业名单；全面开展重点企业清洁生产评估和验收；发布清洁生产审核与实施情况年度通报；加大对重点企业清洁生产的资金支持力度；逐步将实施清洁生产的减污成果与总量减排挂钩。
3. 推进化学品环境管理。逐步建立化学品环境风险管理体系；继续开展持久性有机污染物调查，建立污染源信息动态更新机制，加强重点污染源监管；完善有毒化学品进出口和新化学物质登记审批程序，建立地方环保部门前置审批和后期监管制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bbgth/200904/t20090415\\_150466.htm](http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bbgth/200904/t20090415_150466.htm)

- [关于做好 2009 年度支持承接国际服务外包业务发展资金管理工作的通知](#)

【发布单位】财政部、商务部

【发布文号】财企（2009）44 号

【发布日期】2009-03-27

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413\\_132206.html](http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413_132206.html)

【コメント】本作業要点によると、2009-2010 年までに、環境保護部門は 8 つの方面にて管理と見直しを強化するが、具体的には次のとおりである。

1. 重点産業の環境参入許可管理を強化する。関係部門による産業政策の公布に歩調を合わせ、「兩高一資（高汚染・高環境リスク・資源性）」の産業構造の調整を促進する、産業汚染度指数体系を検討し、参入許可制度の構築を模索する。重点産業工業企業の環境保全基準到達公告を引き続き公布し、基準を到達しない企業による製品輸出を制限する。
2. 重点企業のクリーン生産を推進する。「双超（汚染物の排出が国と地方の定める排出基準を超え、又は査定された総量統制指標を超える）」、「双有（有毒有害な原料を使用し生産し、又は生産の過程で有毒有害な物質を排出する）」の企業リストを引き続き公布し、重点企業によるクリーン生産と検収を全面的に実施し、クリーン生産の審査認可と実施状況の年度通達を公布し、重点企業によるクリーン生産の資金支援を強化し、クリーン生産の実施による汚染削減成果と総量排出削減を徐々に関連付ける。
3. 化学物質の環境管理を推進する。化学物質の環境リスク管理体系を徐々に構築する。残留性有機汚染物の調査を引き続き実施し、汚染源に関する情報のダイナミックアップデートメカニズムを構築し、重点汚染源の監督管理を強化する。有毒化学物質の輸出入と新規化学物質の登記審査許可手順を整備し、地方の環境保護部門の審査許可及びその後の監督管理制度を制定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bbgth/200904/t20090415\\_150466.htm](http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bbgth/200904/t20090415_150466.htm)

- [2009 年度国際サービスアウトソーシング業務引受支援の発展資金管理作業を貫徹することについての通知](#)

【発布機関】財政部、商務部

【発布番号】財企〔2009〕44 号

【発布日】2009-03-27

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413\\_132206.html](http://qys.mof.gov.cn/qiyesi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200904/t20090413_132206.html)

- [关于发布《2009年度上海市高新技术产业化项目指南》和开展《2009年度上海市高新技术产业化重点项目计划》申报工作的公告（上海）](#)

【发布单位】上海市经济和信息化委员会

【发布日期】2009-04-01

【提 示】《2009年度上海市高新技术产业化项目指南》聚焦以下九大领域：

1. 新能源
2. 民用航空制造业
3. 先进重大装备
4. 生物医药
5. 电子信息制造业
6. 新能源汽车
7. 海洋工程装备
8. 新材料
9. 软件和信息服务业

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.ctish.com.cn/content.jsp?id=41939>

- [「2009年度上海市ハイテク産業化プロジェクト手引」の公布と「2009年度上海市ハイテク産業化重点プロジェクト計画」実施の申告作業についての公告（上海）](#)

【発布機関】上海市経済情報化委員会

【発 布 日】2009-04-01

【コメント】「2009年度上海市ハイテク産業化プロジェクト手引」は次の9つ分野に焦点を合わせている。

1. 新エネルギー
2. 民間用航空製造業
3. 先端の重大設備
4. バイオ医薬
5. 電子情報製造業
6. 新エネルギー自動車
7. 海洋エンジニアリング設備
8. 新素材
9. ソフトウェア及び情報サービス業

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.ctish.com.cn/content.jsp?id=41939>

- [关于发布 2008 年全省在岗职工年平均工资的通知（浙江）](#)

【发布单位】浙江省劳动和社会保障厅

【发布文号】浙劳社老〔2009〕41号

【发布日期】2009-04-10

【提 示】根据该通知，2008年浙江省全社会单位（含外商投资企业）在岗职工年平均工资为25918元。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node2675/userobject9ai102292.html>

- [2008年全省在勤中従業員の年間平均賃金を公布することについての通知（浙江）](#)

【発布機関】浙江省労働社会保障庁

【発布番号】浙劳社老〔2009〕41号

【発 布 日】2009-04-10

【コメント】本通知によると、2008年浙江省内のすべての社会法人（外商投資企業を含む）の在勤中従業員の年間平均賃金は25,918人民元である。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node2675/userobject9ai102292.html>

#### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

#### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

- [里兆律师事务所被评定为“上海市首批 A 类资质涉外咨询机构”之一](#)

“上海市首批 A 类资质涉外咨询机构”已于2009年01月由上海市外商投资企业协会涉外咨询工作委员会公布。首批共18家“上海市 A 类资质涉外咨询机构”，其中包括：律师事务所3家、会计师事务所3家、其他咨询机构12家。里兆律

## 二、関連する新情報

- [里兆法律事務所が「上海市第 1 回 A 類涉外コンサルタント機関」の 1 つに認定された。](#)

「上海市第 1 回 A 類涉外コンサルタント機関」が2009年1月に上海市外商投資企業協会涉外コンサルタント作業委員会によって公布された。第1回目のA類涉外コンサルタント機関は合計18社であり、その内訳は、法律事務所が3社、会計事務所が3社、その

师事务所作为其中之一，领取了“上海市涉外咨询机构 A 类资质”证书（网址：[http://www.leezhao.com/cn/publication/TemplatesMoreTemp2.asp?Link\\_temp=20090312](http://www.leezhao.com/cn/publication/TemplatesMoreTemp2.asp?Link_temp=20090312)）。

作为“上海市 A 类资质涉外咨询机构”，里兆律师事务所在代理申报外资设立/变更/清算等项目时，可以享受“绿色通道”等待遇，并将获得更多与审批部门的沟通途径和协商机会，从而缩短办理时间，降低审批难度。

（里兆律师事务所 2009 年 04 月 17 日整理编写）

- 最高法院酝酿劳动争议案件司法解释，统一裁判标准

日前，最高人民法院民一庭负责人介绍，劳动争议案件相关司法解释的制定工作自 2008 年起已着手研究和准备。目前，司法解释将按照先易后难、先程序后实体、分层次有步骤的总体思路进行。

另外，目前在劳动争议案件审理中，要“放水养鱼”，切忌“竭泽而渔”。具体到案件中，就是既要鼓励、引导企业切实承担社会责任，尽量“不裁员、少裁员、不减薪、少减薪”，又要倡导职工理解、支持企业确因经济困难所采取的合理应对行为；既要支持企业依法降低用工成本，积极应对金融危机，又要维护劳动者的合法权益，充分保障职工应得补偿等待遇。

（摘自 2009 年 04 月 13 日中国人大网）

- 关于公司停业的简要分析

受全球性金融危机的影响，不少公司为了尽可能地降低运营成本等目的，希望采取部分或完全停业的措施。在此，律师就公司停业的法律制度以及实务操作中的注意事项等简要分析如下。

#### 公司休眠和公司停业

近期，有不少日资企业向律师咨询如何办理使公司进入休眠状态的备案手续。对此，律师理解：

1. 公司休眠，是日本法上的概念。公司休眠，

他コンサルタント機関が 12 社である。里兆法律事務所はそのうちの 1 社として、「上海市涉外コンサルタント機関 A 類資格」証書を取得した。（詳細情報の URL：[http://www.leezhao.com/cn/publication/Template\\_sMoreTemp2.asp?Link\\_temp=20090312a](http://www.leezhao.com/cn/publication/Template_sMoreTemp2.asp?Link_temp=20090312a)）

「上海市 A 類資格コンサルタント機関」として、里兆法律事務所は外資による設立/変更/清算等のプロジェクトを代理申請する際に、「優先窓口」等の待遇を受けることができ、尚且つ審査許可部門との連絡ルートや話し合いの機会をより多く獲得できることで、事務処理の時間を短縮し、審査許可の難易度を引き下げることができる。

（里兆法律事務所が 2009 年 4 月 17 日付で作成）

- 最高人民法院は労使紛争事案の司法解释案の下準備をし、裁判基準の統一を検討している

先頃、最高人民法院民一庭の責任者は、労使紛争事案に関する司法解释の制定作業は 2008 年からすでに研究と準備が進められていると紹介した。責任者の説明によれば、現在、司法解释は先に簡単な事項から着手し、難しい事項は後で検討され、手続き事項を先に決め、実体事項は後から解決し、段階ごとに分けて段取りよく全体的な構想がまとめられる。

また、現在、労使紛争事案の審理においては、人間性を尊重し、真に人間的な結果の実現を求めべきであり、目先の利益ばかりを考えて将来を考えないということにならないよう気をつけなければならない。具体的な事案においては、企業が社会的責任を適切に負うよう奨励し、誘導し、「人員削減を行わず、人員削減を抑え、減給せず、減給を抑え」るよう努めながら、従業員には企業が経済的困窮のために講じる適切な対処策を理解し、支持するよう提唱し、企業が法に照らして雇用コストを抑え、金融危機に積極的に対処することを支持する一方で、労働者の適法な権益を擁護し、従業員が取得すべき補償等の待遇を十分に保障しなければならない。

（2009 年 4 月 13 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋）

- 会社の事業休止についての簡潔な分析

世界的な金融危機の影響を受け、運営コストを可能な限り抑えるために、会社の一部又は全部の事業を休止するという措置を講じようという会社も少なくない。ここで、筆者は会社の事業休止についての法律制度及び実務取扱における注意事項等につき、以下のとおり簡潔に分析する。

#### 会社の休眠と会社の事業休止

最近、筆者は会社を休眠させるための届出手続きはどのようにしたらよいかという質問を幾つもの日系企業から立て続けに受けた。これについて、筆者は次のように

- 是指公司长期未进行法定的定期备案手续，这是一种事实状态，而不需要办理专门的政府手续。
2. 经日本登记机关的通知（再不办理备案手续，将被解散），休眠公司可以通过办理备案手续，保留登记，继续存续。因此，该备案手续并不是进入休眠状态的手续，而是保留登记、继续存续的手续。
  3. 因此，严格按照日本法的规定，无法办理使公司进入休眠状态的备案手续。
- ※备注：日本法上的相关规定及观点，建议向日本法律专家确认。

中国现行法律体系中并没有与公司休眠相关的法律制度，而仅有公司停业的法律制度。

#### 中国法的公司停业制度

根据《公司法》第 212 条的规定，公司“开业后自行停业连续六个月以上的，可以由公司登记机关吊销营业执照。”需要指出的是，此处“可以”的规定，给予了公司登记机关较大的自由裁量权。

按照通常理解，停业是指公司不开展任何经营活动，但保留登记的一种状态。由于保留登记状态却不实际经营的公司有可能成为经济犯罪的工具，并且会对新公司的设立造成障碍（如公司名称的使用等），因此，需要对停业的期限作出限制。

但是，由于现行法律并没有对“停业”的概念进行明确的界定，而且，由于经营活动的范畴非常广泛，不仅包括直接的生产和经营活动，还包括培训、宣传、管理、日常办公等活动；这些均导致实务操作中对停业难以有效的界定和监管，登记机关也较少主动对公司停业时间超过 6 个月的情形进行查处。

律师注意到，为了帮助企业在当前的金融危机中渡过难关，中国相关登记机关制定了相应的新政策，其中包括：

1. 国家工商行政管理总局于 2009 年 02 月 05 日发布了《关于在 2008 年度企业年检中做好帮扶企业工作的通知》（以下简称“《通知》”），其中规定，“对于受国际金融危机影响，企业开业后自行停业连续六个月以上的，允许其延续至 2009 年底。”
2. 深圳市工商局发布了《深圳市工商局（物价局）服务企业行动方案》，规定将“切实落实企业‘休眠’政策”（据相关报道，是指企业可以通过每 6 个月在工商机关备案一次的方式，将停业的期限最长延长至 2 年），并计划于“4 月底前完成措施制订工作，5 月份组织实施”。

判断する。

1. 会社の休眠は、日本法上の概念である。会社を休眠させることは、会社を長期に渡って法で定められた届出手続きを行わないことをいい、これはある種の事実面での状態であり、個別の政府手続きを行う必要はない。
2. 日本のかかる登記所にて届出を行うべき旨の公告を受け（届出を行わないと、解散したものとされる）、休眠会社は届出を行うことで、登記を留保し、存続することができる。したがって、この届出とは休眠するための手続きではなく、登記を留保し、引き続き存続するための手続きである。
3. したがって、日本法の規定に厳格に従うならば、会社を休眠させるための届出手続きを行うことはできない。

※備考：日本法での関係規定及び見方については、日本の法律の専門家に確認されるのがよい。

中国の現行の法律体系においては会社の休眠に関する法律制度はなく、会社の事業休止の法律制度があるだけである。

#### 中国法における会社の事業休止制度

「会社法」第 212 条の規定によると、会社が「開業してから自ら事業を休止した状態が 6 ヶ月以上続いた場合、会社登記機関が営業許可証を取り上げることができる」。注意すべき点としては、ここでの「できる」という規定は、会社登記機関に大きな自由裁量権を与えている。

通常理解によるならば、事業の休止とは、会社が如何なる経営活動も行わず、登記だけを留保する状態をいう。登記を残したままで、尚且つ実際には経営を行わない会社は経済犯罪の道具となり得るだけでなく、新規に会社を設立する際の障碍となる（たとえば会社の名称の使用等）ため、事業を休止する期限について制限が設けられている。

ただし、現行の法律では「事業休止」の概念が明確に画定されておらず、しかも、経営活動の範疇が非常に広く、直接的な生産や経営活動だけでなく、研修、広報、管理、日常的な事務といった事業活動も含まれることから、実務取扱いにおいて事業の休止につき効果的な画定と監督管理を行うことが難しくなっており、登記機関も会社の事業休止期間が 6 ヶ月を超えたことを自主的に取り締まることは少ない。

企業が当面の金融危機において難関を乗り越えられるよう、中国の関係登記機関がかかる新政策を制定していることがわかる。具体的には次のとおりである。

1. 国家工商行政管理総局は 2009 年 2 月 5 日に「2008 年度の企業年度監査において企業の支援扶助作業を貫徹することについての通知」（以下「通知」という）を公布したが、その中で、「世界的金融危機の影響を受け、企業が開業してから自ら事業を休止した状態が 6 ヶ月以上続いた場合、その状態が 2009 年末まで続くことを認める」と定めている。



律师认为，前述《通知》的规定可以被视为是在特殊环境下的临时措施，而并非一项制度化的规定，基本上没有超出现行中国《公司法》法律框架；而与之相比，深圳市工商局拟制定的“休眠”政策（与前述日本法上，休眠公司通过办理备案手续，保留登记、继续存续的做法较为类似）如果付诸实施，则有可能对现行中国《公司法》法律框架的突破，该具体政策最终将如何制订和实施等，我们将予以密切关注。

#### 公司停业在实务操作中的注意事项

##### ■ 工资支付

根据中国劳动法律的相关规定，公司停业并不是裁员或解除劳动合同的法定理由，因此，在通常情况下，公司与员工的劳动关系仍然需要保持。这就意味着，劳动合同的条款，包括工资的约定也仍然有效。对此，中国不少地方都规定了公司停业时的工资支付标准，按照目前多数地方的规定，停业在一个工资支付周期（一个月）以内的需向员工支付全额工资，而停业超过一个工资支付周期的则应向员工支付不低于当地最低工资标准的工资、或者按不低于当地最低工资标准的一定比例（多为70%或80%）支付基本生活费。

##### ■ 社会保险的缴纳

由于劳动关系存续，因此，公司还需要继续为员工缴纳社会保险。当然，根据中国人力资源和社会保障部、财政部、国家税务总局共同颁布的《关于采取积极措施减轻企业负担稳定就业局势有关问题的通知》（人社部发[2008]117号）的规定，符合“困难企业”标准的企业，可以在2009年度内缓交社会保险费，且费率可以降低。“困难企业”的具体认定标准和认定方法等，由各地方自行制定，其中，“公司停产”通常是认定“困难企业”的必备条件之一。

##### ■ 纳税申报

根据《税收征收管理法实施细则》第32条的规定，“纳税人在纳税期内没有应纳税款的，也应当按照规定办理纳税申报。”因此，公司停业期间，应当继续向税务机关进行纳税申报。没有应税行为的，应进行“零申报”。

##### ■ 年检

2. 深圳市工商局は「深圳市工商局(物価局)サービス企業行動方案」を公布し、「企業の『休眠』政策」(かかる報道によると、これは企業が6ヶ月ごとに工商登記機関で届出を1回行うことにより、事業休止の期限を最長で2年まで延長できることをいう)を確実に実施するよう規定し、尚且つ「4月末までに措置の制定作業を完了させ、5月には実施する」ことを計画している。

筆者の考えでは、前述の「通知」の規定は、特殊な状況下での一時的な措置であり、制度化した規定であるわけではなく、基本的には現行の中国版「会社法」の法的枠組みを超えていないとみなすことができる。一方、深圳市工商局が制定しようとしている「休眠」政策（前述した日本法上の、休眠会社が届出を行うことにより、登記を留保し、存続し続けるという方法に似ている）が実際に施行された場合、現行の中国版「会社法」の法的枠組みを超えられ、その具体的な政策が最終的にどのように制定され、どのように実施されるのかについて、細心の注意を払いたい。

#### 会社の事業休止の実務取扱上の注意事項

##### ■ 賃金の支払い

中国の労働法律の関係規定によると、会社の事業休止は人員削減又は労働契約を解除する法定事由ではないため、通常、会社と従業員の労働関係はそのまま維持しなければならない。これは、賃金の約定を含む労働契約の条項はそのまま有効であることを意味している。これについて、中国の幾つもの地域では会社が事業休止する際の賃金支払基準を規定しており、現時点で複数の地域の規定によれば、事業休止期間が1賃金支払周期(1ヶ月)以内である場合は、従業員に賃金の全額を支払う必要があり、事業休止期間が1賃金支払周期を超える場合は、従業員に現地の最低賃金基準を下回らない賃金を支給し、又は現地の最低賃金基準を下回らない一定比率(70%又は80%としているところが多い)にて基本的な生活費を支払わなければならない。

##### ■ 社会保険料の納付

労働関係は存続することから、会社は従業員の社会保険料を納付し続けなければならない。勿論、中国人の資源社会保障部、財政部、国家税務総局が共同で公布した「積極的な措置を講じ企業の負担を軽減し就業状況を安定させることについての通知」(人社部発[2008]117号)規定によると、「困窮企業」の基準を満たす企業は、2009年末までは社会保険料の納付を延期することができ、料率も引き下げることができる。「困窮企業」の具体的な認定基準及び認定方法などは、各地方が自ら制定するが、そのうち、「会社の事業休止」は、通常、「困窮企業」を認定するための必須条件の1つである。

##### ■ 納税申告

「租税徴収管理法実施細則」第32条の規定によると、「納税者が納税期間中に未払い税金がない場合も

根据《公司登记管理条例》，登记机关每年要对公司进行年检，逾期不接受年检的，将可能受到罚款乃至吊销营业执照的处罚。因此，即使公司已经停业，原则上仍需要正常进行年检。

综上所述，停业是公司行使自主经营权利的一种方式，并不需要获得专项批准。但是，由于现行中国法律，设定了6个月停业期间的限制（在金融危机的背景下，相关监管予以了部分放宽，实际停业期间得以适当放宽），因此，理论上，公司较长时间的停业仍然面临被吊销营业执照的风险。此外，公司在停业中，仍应当注意继续向员工支付工资、为其缴纳社会保险，并自行办理纳税申报以及接受年检等。

（里兆律师事务所 2009 年 04 月 17 日整理编写）

規定に基づき納税を申告しなければならない」とされているため、会社の事業休止期間中も、税務機関に納税を申告しなければならない。納税行為がない場合、「ゼロ申告」を行わなければならない。

#### ■ 年度監査

「会社登記管理条例」によると、登記機関は毎年会社に年度監査を実施しなければならない、期限を過ぎても年度監査を受けない場合、罰金ひいては営業許可証の取り上げの処罰を科されるおそれがある。したがって、会社がすでに事業を休止したとしても、原則として年度監査は引き続き正常に行う必要がある。

以上から、事業休止は会社が自主経営権を行使する方法の1種であり、個別の許可を受ける必要はない。ただし、現行の中国法律は、6ヶ月の事業休止期間の制限を設定している（金融危機を背景に、かかる監督管理は一部緩和され、実際の事業休止期間は適切に緩和される）ことから、理論上は、会社の事業休止期間が相対的に長くなれば営業許可証を取り上げられるリスクに直面する。また、会社は事業休止期間中も、引き続き従業員の賃金を支払い、社会保険料を納付し、尚且つ納税申告を自ら行い、年度検査を受けるよう注意しなければならない。

（里兆法律事務所が 2009 年 4 月 17 日付で作成）